

# 特定事業主行動計画

## I 総論

### 1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間の計画期間として実施してきた。

今般、次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和7年3月31日までの10年間延長されたこと。さらに新・放課後子ども総合プランや児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、本行動計画を策定し、公表することとする。

### 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各課（局・室・所・館・園）長を構成員とする、行動計画策定・推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- ④ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により行動計画の内容を周知徹底する。
- ⑤ 本計画の実施状況については、年度ごとに、行動計画策定・推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

## II 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。

## (2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

- 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

## (3) 育児休業を取得しやすい環境の整備等

### ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 庁内LAN等を通し制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。
- ② 育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。
- ③ 妊娠を申し出た職員に対し、育児休業等の制度・手続について説明を行う。

### イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該課において業務分担の見直しを行う。
- ② 管理職会議等の場において、総務課から定期的に育児休業の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

### ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付等を行う。
- ② 復職時におけるOJT研修等を実施する。

### エ 育児休業等に伴う臨時的任用制度の活用

- 課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

### オ その他

- ① 早出・遅出勤務を行っている職場においては、保育園送迎等を行う職員に配慮して勤務時間を割り振る。
- ◎ 以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を  
男性 10%  
女性 100% とする。  
(目標達成年度：令和6年度)

## (4) 時間外勤務の縮減

### ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

- 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

### イ 一斉定時退庁日等の実施

○毎月第1金曜日を「ノー残業デー」（定時退庁日）とし、時間外勤務の削減を図る。

#### ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 各職員に業務処理計画表を作成させ、効率的な事務遂行を図る。
- ② 新たな行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて既存の行事等との整理をし、代替的に廃止できるものは廃止する。
- ③ 会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用する。
- ③ 定例・恒常的業務に係る事務処理マニュアル化を図る。

#### エ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 人事担当課は、時間外勤務の特に多い職場の状況を把握して幹部職員に報告して、幹部職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図る。

#### オ その他

- ① 時間外勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。
- ◎ 以上のような取組を通じて各職員の1年間の時間外勤務時間数についての縮減に努める。

### (6) 休暇の取得の促進

#### ア 年次休暇の取得の促進

- ① 幹部会議等の場において、人事担当課から、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。
- ② 管理者に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。
- ③ 各部署の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ④ 安心して職員が年次休暇の取得ができるように、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

#### イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」「ハッピーフライデー」の促進を図る。
- ② 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。
- ③ 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。
- ④ 年1回、年次休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇の取得促進を図る。
- ⑤ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。
- ⑥ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。
- ◎ 以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得を対前年度比10%増加させる。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得促進

- 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気の醸成を図る。

(7) 異動における配慮

ア 異動についての配慮

- 当該職員からのヒアリングを実施した上で、子育ての状況に応じた人事上の配慮を行う。

(8) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ① 各年齢層に対して、研修を通じた意識啓発を行う。
- ② 管理職を対象としたマネジメント研修及びメンタルヘルス研修を実施する。
- ③ セクシャルハラスメント防止のための研修会を開催する。
- ④ 「特定職員によるお茶くみ廃止」等について周知徹底を図る。

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

- 地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援等への職員の積極的な参加を図る。

イ 子どもの体験活動等の支援

- 子供の多様な体験活動等の機会の充実を図る。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- 交通事故予防について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもと触れ合う機会の充実

- 子どもを含めた家族全員が参加できるレクリエーション活動を図る。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

- 職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集を活用し、家庭教育に関する情報の提供を行う。

## 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で、規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

村長	村長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
地方公務員法（昭和25年法律第261号）以外の法令又は条例に基づく任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）	地方公務員法以外の法令又は条例に基づく任命権者が任命する職員

### 附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

## 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

地方公共団体の教育委員会	地方公共団体の教育委員会が任命する職員（都道府県の教育委員会については地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第一項に規定する県費負担教職員（以下この欄において「県費負担教職員」という。）を除き、市町村教育委員会については県費負担教職員を含む。）
--------------	--